

# 山梨県公報

第千九百六十六号

平成二十一年

七月二十三日

木 曜 日

## 目 次

保安林の指定の解除の予定	四〇九
家畜伝染病の発生	四〇九
土地収用事業の認定	四〇九
道路の区域変更	四〇九
建築基準法に基づく道路位置指定	四〇九
公 告	
一般競争入札について	四〇一
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	四〇二
障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定	四〇四
大規模小売店舗の変更の届出に関する変更の届出	四〇五
落札者等の決定について	四〇五
公安委員会	
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	四一六
一般競争入札について(三件)	四二二

## 告 示

### 山梨県告示第百二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十一年七月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 解除に係る保安林の所在場所
  - 大月市初狩町下初狩字近ヶ坂山四一四六の二・四一四六の三・四一四六の二一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的

- 三 解除の理由
    - 水源のかん養
    - 鉄道用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第百二十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成二十一年七月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨ一ネ病	牛	患畜	一	笛吹市八代町 奈良原	平成二十一年 七月六日

### 山梨県告示第百三十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十條の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成二十一年七月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 起業者の名称
  - 忍野村
- 二 事業の種類
  - (仮称)忍野村立おしの図書館建設事業及び(仮称)忍野村生涯学習センター建設事業
- 三 起業地
  - 1 収用の部分 南都留郡忍野村忍草字奥割地内
  - 2 使用の部分 なし
- 四 事業を認定した理由
  - 1 法第二十条第一号要件

(仮称)忍野村立おしの図書館建設事業は、法第三条第二十二号に掲げる「図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)による図書館」に関する事業に該当する。また、(仮称)忍野村生涯学習センター建設事業(以下(仮称)忍野村立おしの図書館建設事業と併せて「本件事業」という。)は、同条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第二十条第二号要件

忍野村(以下「起業者」という。)は、本件事業の実施に当たり、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第八条の規定による国庫補助金の交付を受けることとしており、現在、防衛省南関東防衛局に対して実施計画書を提出し、協議を進めている。また、本件事業について、既に必要な予算措置を講じていることから、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第二十条第三号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益

起業者は、昭和四十九年に生涯学習の拠点施設である忍野村コミュニティセンターを建設し、また、平成三年には、同施設の一階におしの図書館を併せて開設し、生涯学習及び教育の場を提供してきた。

こうした中、平成十七年に当該施設の耐震診断を実施した結果、地震の振動や衝撃に対して、倒壊または崩壊する危険性が非常に高く、大規模な補強工事または改築が必要とされたことにより、現在、その使用は中止を余儀なくされている。

こうしたことから、おしの図書館は、現在、仮設プレハブにおいて運営されているが、スペース不足等支障が生じており、また、生涯学習の拠点施設は失われたままの状態にある。

起業者は、これらに対応するため「図書館等建設検討委員会」を設置し、検討を重ねた結果、本件事業計画に至ったものである。

本件事業が完成すると、新たな教育及び生涯学習の拠点施設となり、図書館利用者及び生涯学習講座受講者等に対するサービス向上につながるなど、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

## (二) 申請事業の施行により失われる利益

本件事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期の騒音、振動等が考えられるが、起業者は、これらの発生を押さえるために低騒音型の建設機械の使用や現場管理等を適切に行うこととしている。

また、事業計画において、敷地周囲に適度な植栽を配置することとしており、

周辺への影響を最小限に抑えることができることから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (三) 代替案との比較

本件事業の施行位置については、忍野村の中心地域にあつて、利便性、経済性、安全性等の要件を考慮し選定された四案について比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も合理的なものとして決定されたものであると認められる。

## (四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

現在、生涯学習の拠点施設である忍野村コミュニティセンターは、その使用の中止を余儀なくされていることから、図書館事業は仮設プレハブにおいて運営しており、また、生涯学習の拠点施設は失われたままの状態となっている。

こうした中、忍野村では第五次総合計画を策定し、図書館及び生涯学習センターの早期新設を図り、村民ニーズを踏まえた、誰もが利用しやすい施設環境を整備することとしたものである。

これらの状況から、早期に本件事業を施行する必要性は高いものと認められる。

## (二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

起業地の範囲は、「図書館等検討委員会」を設置し、施設の利用見込み者数を考慮し、必要とされる施設面積及び敷地面積を算出して決定されたものであり、適切であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用することは合理的であると認められる。

## (三) 収用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

1から4までで述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足

すると判断することができる。

よって、法第二十條の規定により、事業の認定をしたものである。

五 法第二十六條の二第二項の規定による図面の縦覧場所  
忍野村役場総務課

### 山梨県告示第二百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十一年八月十三日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十一年七月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩山勝沼線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
甲州市塩山上於首字四反田二五番の五地 先から 甲州市塩山上於首字四反田二五番の五地 先まで	一七・二丁 二〇・八	一七・二丁 二二・一		五・六
				五・六

### 山梨県告示第二百三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二〇一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十一年七月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の位置  
葎崎市藤井町駒井字砂宮神二八一五番二、二八一六番一、二八一七番一
- 二 道路の幅員

六・〇メートル

三 道路の延長

七三・〇三メートル

## 公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成二十一年七月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量  
パソコン機器等 一式

2 借入物品等の仕様等  
入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間  
平成二十二年三月一日から平成二十六年二月二十八日まで

4 納入場所  
知事が指定する場所

二 一般競争入札の参加資格

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 平成二十一年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十一年山梨県告示第二百二十四号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

3 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県企画部  
情報政策課情報通信基盤管理担当 電話〇五五 二二三 一四一九

- 2 入札説明書の交付方法  
この公告の日の翌日から平成二十一年八月十日(月)までの山梨県の休日を含める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の交付場所において交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、前日までに三の1の場所に電話連絡すること。
  - 3 入札参加資格確認申請書の提出方法  
平成二十一年八月三日(月)から平成二十一年八月十四日(金)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の場所に持参すること。
  - 4 入札及び開札の日時及び場所  
平成二十一年九月一日(火)午後二時 郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁北別館四階マルチメディアルーム
  - 5 郵便による入札書の受領期限及び場所  
平成二十一年八月三十一日(月)午後五時までに山梨県企画部情報政策課情報通信基盤管理担当(郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着すること。
  - 6 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
  - 7 入札の無効  
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十一年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - 8 落札者の決定方法  
規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 四 その他
- 1 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- 2 入札保証金  
免除
  - 3 契約保証金  
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
  - 4 契約書作成の要否  
要
  - 5 長期継続契約  
この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。
  - 6 その他  
詳細は、入札説明書による。
- Summary
- 1 Nature and amount of services required:  
Computer equipment for personnel use 1 set
  - 2 Date and time for tender:  
2:00PM September 1, 2009
  - 3 Bureau in charge:  
Information and Communication Infrastructure Management Section, Information Policy Division, Planning Department, Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8501 Japan TEL 055-223-1419
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定  
障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定に基づき、次の者を指定障害福祉サービス事業者として指定した。  
平成二十一年七月二十三日
- 山梨県知事 横 内 正 明
- |                  |        |                 |        |                 |
|------------------|--------|-----------------|--------|-----------------|
| 名 称              | 事業所の名称 | 事業所の所在地         | サービス内容 | 主たる対象者          |
| 社会福祉法人<br>ぎんが福祉会 | ぎんが工房  | 甲斐市天狗沢三〇<br>六番地 | 生活介護   | 身体障害者・<br>知的障害者 |

社会福祉法人 忠恕会		山梨クリナース 酒折		甲府市横根町一五 ○番地一		社会福祉法人 つくし会		障害者サービス 事業所つくしの 家		笛吹市石和町小石 和一八〇二番地一		社会福祉法人 緑樹会		グリーンヒルプ ロダクツ		北杜市明野町上手 五二〇番地	
就労移行支援 A型		就労移行支援		就労移行支援		生活介護		生活介護		生活介護		就労移行支援 B型		就労移行支援 B型		就労移行支援 B型	
知的障害者・ 身体障害者・ 知的障害者・ 精神障害者		知的障害者・ 精神障害者		知的障害者・ 精神障害者		知的障害者・ 精神障害者・ 身体障害者・ 知的障害者・ 精神障害者		知的障害者・ 精神障害者		知的障害者・ 精神障害者		知的障害者		知的障害者		知的障害者・ 精神障害者	
知的障害者・ 精神障害者		知的障害者・ 精神障害者		知的障害者・ 精神障害者		知的障害者・ 精神障害者・ 身体障害者・ 知的障害者・ 精神障害者		知的障害者・ 精神障害者		知的障害者		知的障害者		知的障害者		知的障害者・ 精神障害者	

  

社会福祉法人 信和会		社会福祉法人 深敬園		特定非営利活 動法人たんぼ ぼ		社団法人山梨 県重症心身障 害児(者)を 守る会		社会福祉法人 芽生福祉会		社会福祉法人 わくく穴山の里		社会福祉法人 ラ・ピエーノ		南巨摩郡身延町身 延三六三七番地		甲府市湯田二丁目 二番七号		社団法人山梨 県重症心身障 害児(者)を 守る会		社会福祉法人 芽生福祉会	
就労継続支援 B型		生活介護		生活介護		生活介護		就労継続支援 B型		就労継続支援 B型		就労継続支援 B型		就労継続支援 B型		就労継続支援 B型		就労継続支援 B型		就労継続支援 B型	
知的障害者・ 精神障害者		知的障害者・ 精神障害者		知的障害者・ 精神障害者		知的障害者・ 精神障害者		知的障害者・ 精神障害者		知的障害者・ 精神障害者		知的障害者・ 精神障害者		知的障害者・ 精神障害者		知的障害者・ 精神障害者		知的障害者・ 精神障害者		知的障害者・ 精神障害者	
知的障害者・ 精神障害者		知的障害者・ 精神障害者		知的障害者・ 精神障害者		知的障害者・ 精神障害者		知的障害者・ 精神障害者		知的障害者・ 精神障害者		知的障害者・ 精神障害者		知的障害者・ 精神障害者		知的障害者・ 精神障害者		知的障害者・ 精神障害者		知的障害者・ 精神障害者	

社会福祉法人 甲府市社会福 祉事業団	甲府市障害者セ ンター	甲府市東光寺一丁 目一〇番二五号	自立訓練（生 活訓練）	知的障害者・ 精神障害者
社会福祉法人 三井福祉会	春日の杜	甲斐市長塚一八四 番地二	共同生活援助	知的障害者・ 精神障害者
社会福祉法人 聖ヨハネ会	忍野聖ヨハネケ アービレッジ	南都留郡忍野村内 野四五九五番地二	共同生活介護 共同生活援助	知的障害者 知的障害者
ハートサービ ス株式会社	南アルプスヘル パスステーショ ン	南アルプス市下今 諏訪三九八番地七 号	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者・ 知的障害者・ 精神障害者・ 障害児
ハートサービ ス株式会社	ハートヘルパー ステーション	甲斐市篠原二三二 〇番地雄ビル一〇 三号	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者・ 知的障害者・ 精神障害者・ 障害児
有限会社訪問 介護えがお	訪問介護えがお	甲府市伊勢四丁目 三三番一〇号	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者・ 知的障害者・ 精神障害者・ 障害児

社会福祉法人 清長会	山宮寮	甲府市山宮町一四 二八番地	共同生活介護	知的障害者・ 精神障害者
社会福祉法人 山梨県障害者 支援協会	山梨県立あけぼ の医療福祉セン ター成人寮	斐崎市旭町上條南 割三二五一番地一 号	生活介護 施設入所支援	身体障害者・ 精神障害者・ 高次脳機能障 害を有する者 に限る。）
社会福祉法人 ざんが福祉会	コスモス	甲斐市竜王二六七 番地三	生活介護 施設入所支援	身体障害者
社会福祉法人 緑樹会	グリーンヒルホ ーム	北杜市明野上手五 二〇番地	生活介護 施設入所支援	知的障害者
名称	施設の名称	施設の所在地	サービス内容	主たる対象者

● 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定  
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定に基づき、  
 次の者を指定障害者支援施設として指定した。  
 平成二十一年七月二十三日

山梨県知事 横内正明



- 五千七百八十三万四千円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

### 公安委員会

#### 山梨県公安委員会告示第七十一号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十一年七月二十三日

山梨県公安委員会

委員長 井上利男

#### 別表第三中

七〇四	市道	甲府市酒折三丁目一番一、二号先から甲府市酒折三丁目一番一七号先（酒折駅北口広場出口）まで（三〇〇メートル）	車両（自転車）を除く	日曜、休日を除く七時から九時まで	甲府 平成二十一年五月二一日 告示第四五号
七〇四	市道	甲府市酒折三丁目一番一、二号先から甲府市酒折三丁目一番一七号先（酒折駅北口広場出口）まで（三〇〇メートル）	車両（自転車）を除く	日曜、休日を除く七時から九時まで	甲府 平成二十一年五月二一日 告示第四五号

に改める。  
別表第四中

七〇五	市道	北杜市高根町清里三、五、四五番地六、七〇六先から北杜市高根町清里三、五、四五番地二、七、五四先まで（一九メートル）	車両（路線バス）を除く	終日	北杜 平成二十一年七月二三日 告示第七一号
-----	----	---	-------------	----	--------------------------

五五六	県道 南アルプス 中央線 （新山梨環状道路・内回り）	中央市成島一、六八一番地三先（玉穂中央オフレンプ起点）から中央市成島一、四二五番地一先（玉穂中央オフレンプ終点）まで（二一四メートル）	自動車	車両進行 西から東へ終日	南甲府 平成二十一年七月九日 告示第六八号
-----	-------------------------------------	---	-----	-----------------	--------------------------

五五六	県道 南アルプス 中央線 （新山梨環状道路・内回り）	中央市成島一、六八一番地三先（玉穂中央オフレンプ起点）から中央市成島一、四二五番地一先（玉穂中央オフレンプ終点）まで（二一四メートル）	自動車	車両進行 西から東へ終日	南甲府 平成二十一年七月九日 告示第六八号
-----	-------------------------------------	---	-----	-----------------	--------------------------

五五七	市道	北杜市高根町清里三、五四五番地三、六〇〇 先から北杜市高根町清里三、五四五番地五、九一六先（清里駅ロータリー部）（二二〇メートル）	車両	車両進行 ロータリー 内西側 を時計回 り終日	北杜	平成二十一年七月二十三日 告示第七一号
五五八	市道	北杜市高根町清里三、五四五番地五、九九二先（清里駅ロータリー部タクシール西側）（一四メートル）	車両	車両進行 北から南 へ終日	北杜	平成二十一年七月二十三日 告示第七一号

に改める。  
別表第五中

二三三八	県道 （梨環状 道路側 道）	中央市成島一、四二六番地一先（玉穂中央オフランプ東側交差点）	オフランプから東進する自動車	終日	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
------	-------------------------	--------------------------------	----------------	----	-----	----------------------

二三三八	県道 （梨環状 道路側 道）	中央市成島一、四二六番地一先（玉穂中央オフランプ東側交差点）	オフランプから東進する自動車	終日	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
------	-------------------------	--------------------------------	----------------	----	-----	----------------------

二三九	市道	北杜市高根町清里三、五四五番地三七七 先（清里駅ロータリー西側）	西進する車両	終日	北杜	平成二十一年七月二十三日 告示第七一号
-----	----	-------------------------------------	--------	----	----	------------------------

に改める。  
別表第六中

五一七	県道 （梨環状 道路側 道）	中央市成島一、四二六番地一先（玉穂中央オフランプ東側交差点）	側道を東進する車両	終日	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
-----	-------------------------	--------------------------------	-----------	----	-----	----------------------

を

五一八	市道	北杜市高根町清里三、五四五番地五、九九二先（清里駅ロータリー南側）	西進する車両	終日	北杜	平成二十一年七月二十三日 告示第七一号
-----	----	-----------------------------------	--------	----	----	------------------------

に改める。  
別表第十中

二、四三二	県道	北巨摩郡武川村山高一四八二番	長坂	五五・八・一一
-------	----	----------------	----	---------

横手日野春停車場線	地先(武川中学校入口)	三五号
-----------	-------------	-----

二、四三二 県道横手日野春停車場線	北杜市武川町山高一、四八二番地先(武川中学校入口)	二北杜	平成二十一年七月二十三日 告示第七一号
----------------------	---------------------------	-----	------------------------

三、一二九 国道二〇号線(双葉バイパス)	韮崎市栄二丁目三、七八七番地先(柳本源輝方所有水田)	一 韮崎	六〇・一・一七号
-------------------------	----------------------------	------	----------

三、一二九 削除		一 韮崎	平成二十一年七月二十三日 告示第七一号
-------------	--	------	------------------------

三、三九八 国道三〇〇号線	西八代郡下部町波高島五三番地先(有泉邦夫方前)	一 市川	六二・一一・二六三八号
------------------	-------------------------	------	-------------

三、三九八 削除		一 南部	平成二十一年七月二十三日 告示第七一号
-------------	--	------	------------------------

四、六七二 町道一一号線	中巨摩郡昭和町飯喰八〇二番地の一先(磯部徳藏方南側交差点)	一 南甲	平成二十一年十一月三日 告示第四号
-----------------	-------------------------------	------	----------------------

四、六七二 削除		一 南甲	平成二十一年七月二十三日 告示第七一号
-------------	--	------	------------------------

五、二九三 県道韮崎南アルプス中央線	中央市成島七五二番地一先(神明川二の橋西詰十字路口交差点)	二 南甲	平成二十一年七月九日 告示第六八号
-----------------------	-------------------------------	------	----------------------

五、二九三 県道韮崎南アルプス中央線	中央市成島七五二番地一先(神明川二の橋西詰十字路口交差点)	二 南甲	平成二十一年七月九日 告示第六八号
-----------------------	-------------------------------	------	----------------------

五、二九四 市道	甲府市高畑一丁目二三番一七号先(十字路口交差点)	一 甲府	平成二十一年七月二十三日 告示第七一号
-------------	--------------------------	------	------------------------

五、二九五 町道	南巨摩郡増穂町小林一、八一七番地三先(ちびっこ広場南側・十字路口交差点)	一 鵜沢	平成二十一年七月二十三日 告示第七一号
-------------	--------------------------------------	------	------------------------

に改める。  
別表第十三中

六	国道二〇号線	中巨摩郡竜王町竜王一、一八四番地先から東山梨郡勝沼町勝沼字道下二、二六〇番地柏尾交差点までの上下線	二二、七〇〇	車両	終日	南甲府一・一七	平成一七
---	--------	---	--------	----	----	---------	------

六	国道二〇号	甲斐市竜王三八番地二先(手打ちそば蔵先中央分離帯ノーズ部(ノーズ部の転回を含む。))から甲州市勝沼町勝沼二、二六二番地(柏尾交差点)までの上下線	二四、九〇〇	車両	終日	南甲府平成一七 年七月二 日 三 日 告示第七 号	平成一七
---	-------	--	--------	----	----	---	------

一三	県道 天神平甲府線	甲斐市和田町三、〇〇三番地の一一四先(山角方西側)から甲府市下帯那町三五〇番地の四先(角田商店南側)まで	二、四〇〇	車両	十九時か 七時 まで	甲府平五・八 告示 第三五号	平五・八 告示 第三五号
----	-----------	--	-------	----	------------------	----------------------	--------------------

一三	県道 天神平甲府線	甲斐市和田町三、〇〇三番地の一一四先(山角方西側)から甲府市下帯	二、四〇〇	車両	十九時か 七時 まで	甲府平五・八 告示 第三五号	平五・八 告示 第三五号
----	-----------	----------------------------------	-------	----	------------------	----------------------	--------------------

一四	国道二〇号	那町三五〇番地の四先(角田商店南側)まで	二、五〇〇	車両	終日	南甲府平成一七 年七月二 三日 告示第七 号	平成一七
----	-------	----------------------	-------	----	----	------------------------------------	------

六〇六	国道二〇号	甲斐市富竹新田一、二二五番地の一一先(竜王駅入口交差点)から甲斐市下今井一、八四五番地先(下今井交差点)までの両側	三、七〇〇	車両(けん引を除く)	終日	南甲府平成一七 年一〇月 二〇日 告示第九 号	平成一七
-----	-------	---	-------	------------	----	-------------------------------------	------

六〇六	国道二〇号	甲斐市竜王三八番地二先(手打ちそば蔵)から甲斐市下今井一、八四五番地先(下今井交差点)までの両側	一、九〇〇	車両(けん引を除く)	終日	南甲府平成一七 年七月二 三日 告示第七 号	平成一七
-----	-------	--	-------	------------	----	------------------------------------	------

一、六 三三	国道二〇号	甲斐市宇津谷地内(塩川大橋東詰)から葦崎市栄町一丁目三、九三三番	一、七〇〇	車両(けん引を除く)	終日	南甲府平成一七 年一〇月 二〇日 告示第九 号	平成一七
-----------	-------	----------------------------------	-------	------------	----	-------------------------------------	------

に改める。  
別表第十四中

		地の一先(峡北消防署西交差点)までの両側		を除く。		六号
を	一、六 三三一 国道二〇号	葦崎市栄二丁目三、七八八番地二先から葦崎市栄一丁目三、九三三番地一先までの両側	九〇〇	車両(原付・けん引を除く)	五〇	葦崎 平成二一年七月二三日 告示第七一号

に改める。  
別表第十五中

		中巨摩郡竜王町竜王一、三一六番地先(株)ホンダクリオ山梨前)から北巨摩郡双葉町下今井三、四八八番地の一先(ホテルエリーゼ前)までの両側	二、四〇〇	車両	終日	南甲 府 葦崎 平成二一年三月八日 告示第一〇号
を	三三 二〇号 国道					

		甲斐市下今井二、九六〇番地先(赤坂台総合公園入口交差点)から甲斐市下今井三、四八八番地の一先(ホテルエリーゼ前)までの両側	九四〇	車両	終日	葦崎 平成二一年七月二三日 告示第七一号
に	三三 〇号 国道二					

		甲斐市宇津谷地内(塩川大橋東詰)から葦崎市岩下地内(塩川大橋西詰)までの両側	四五〇	車両	終日	葦崎 平成二一年一〇月二〇日 告示第九六号
を	二五五 削除					

に改める。  
別表第十六中

		中巨摩郡昭和町飯喰四六三番地河田秋次方所有畑西側				南甲府 五四・一二・一九 五一号
を	三、九〇二					

		中巨摩郡昭和町飯喰八〇二番地の一先(磯部徳蔵方南側・北進車両)				南甲府 平成二一年十一月二三日 告示第四四号
に	一〇、〇〇五					

		削除				南甲府 平成二一年七月二三日
を	一〇、〇〇五					

一一、四四八	市道	中央市成島一、四二六番地一先 (橋脚P四〇北東側十字路交差点・北進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、四三八	市道	中央市成島一、四二六番地一先 (橋脚P四〇北東側十字路交差点・北進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、四三九	農道	南アルプス市西野三九一番地先 (県道と農道との十字路交差点・北進車両)	南アルプス	平成二十一年七月二三日 告示第七一号
一一、四四〇	農道	南アルプス市西野四一番地先 (県道と農道との十字路交差点・南進車両)	南アルプス	平成二十一年七月二三日 告示第七一号
一一、四四一	市道	甲斐市竜王四六〇番地先(市立竜王北中学校グラウンド南側丁字路交差点・南進車両)	韮崎	平成二十一年七月二三日 告示第七一号
一一、四四二	市道	北杜市白州町白須二、一三五番地六先(県道と市道との丁字路交差点・南進車両)	北杜	平成二十一年七月二三日 告示第七一号
一一、四四三	市道	北杜市高根町清里三、五四五番地五、九九二先(清里駅ロータリータクシールポール西側・南進車両)	北杜	平成二十一年七月二三日 告示第七一号
一一、四四四	市道	北杜市高根町清里三、五四五番地三七七先(清里駅ロータリー)	北杜	平成二十一年七月二三日

一一、四四五	市道	北杜市白州町白須二、一三五番地一先(県道と市道との丁字路交差点・南進車両)	北杜	平成二十一年七月二三日 告示第七一号
一一、四四六	町道	南巨摩郡増穂町小林一、八一七番地三先(ちびっこ広場南側十字路交差点・東進車両)	鵜沢	平成二十一年七月二三日 告示第七一号
一一、四四七	町道	南巨摩郡増穂町小林一、七五四番地三先(ちびっこ広場南側十字路交差点・西進車両)	鵜沢	平成二十一年七月二三日 告示第七一号
一一、四四八	町道	南巨摩郡南部町楮根四、七四〇番地一先(国道五二号と町道との丁字路交差点・北進車両)	南部	平成二十一年七月二三日 告示第七一号
一一、三五四	市道	甲府市酒折三丁目一〇五番地六先(酒折駅北口広場)	甲府	平成二十一年五月二日 告示第四五号
一一、三五五	市道	北杜市高根町清里三、五四五番	車両	終日 北杜 平成二十一年七月二日
一一、三五四	市道	甲府市酒折三丁目一〇五番地六先(酒折駅北口広場)	車両	終日 甲府 平成二十一年五月二日 告示第四五号
一一、三五五	市道	北杜市高根町清里三、五四五番	車両	終日 北杜 平成二十一年七月二日

に改める。  
別表第三十の二中

地三、六〇〇先 から北杜市高根 町清里三、五四 五番地五、九一 六先まで（清里 駅ロータリー部 ）	三日 告示第七 一号
---	------------------

を

一八 市道	甲府市酒折三丁目一〇五番地 六先（酒折駅北口広場・タク シー乗降場六メートル区間の 内の道路標示によって区画さ れた部分）	終日 タクシ	甲府	平成二二年 五月二二日 告示第四五 号
----------	---	-----------	----	------------------------------

を

一八 市道	甲府市酒折三丁目一〇五番地 六先（酒折駅北口広場・タク シー乗降場六メートル区間の 内の道路標示によって区画さ れた部分）	終日 タクシ	甲府	平成二二年 五月二二日 告示第四五 号
一九 市道	北杜市高根町清里三、五四五 番地先（清里駅ロータリー・ タクシー乗降場五メートル区 間の内の道路標示によって区 画された部分）	終日 タクシ	北杜	平成二二年 七月二三日 告示第七一 号
二〇 市道	北杜市高根町清里三、五四五 番地三先（清里駅ロータリー ・路線バス乗降場二〇メー トル区間の内の道路標示によっ て区画された部分）	終日 路線バ ス	北杜	平成二二年 七月二三日 告示第七一 号

に改める。  
別表第三十三中

一一 国道 二〇号線 （双葉バ イパス）	韮崎市栄二丁目三、七八七番地先 （柳本源輝方所有水田）	一六〇・一・一七 一号
一二 国道 二〇号線 （双葉バ イパス）	韮崎市栄一丁目三、九三二番地の 一先（峡北消防本部西交差点）	二六〇・一・一七 一号

を

一一 削除	平成二二年七月三日 告示第七一号
一二 削除	平成二二年七月三日 告示第七一号
一三 削除	平成二二年七月三日 告示第七一号

に改める。

● 一般競争入札について  
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成二十一年七月二十三日

山梨県警察本部長 西 郷 正 実

- 一 一般競争入札に付する事項
  - 1 役務の名称及び数量
  - 2 交通安全支援業務委託 一式
  - 3 役務の仕様等
  - 4 入札説明書で定める内容等であること。
  - 5 履行期間
- 平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日まで

4 履行場所

山梨県内各警察署管轄区域内

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 平成二十一年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十一年山梨県告示第百二十四号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

3 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

4 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一條第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九條第一項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをされなかつた者とみなす。

5 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一條第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 民事再生法附則第二條による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申し立てをしていないこと。

7 現に、法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していないこと。

8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第

二条に規定する暴力団員が経営し、又は実質的に経営を支配していないこと。

9 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。

10 純資産一千万円以上の法人であること。

11 法人向けサービスの業歴が二年以上であり、過去二年以内において当該業務に関して刑に処せられたことがないこと。

12 業務知識・遂行能力向上のための研修に関する規程を定めており、当該規程に基づき研修を実施していること。

13 自主検査に関する規程を定めており、当該規程に基づき自主検査を実施していること。

14 報奨・ペナルティに関する規程を定めていること。

15 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。

16 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。

17 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次のアからオまでのいずれかに該当する者のいない法人であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ウ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二條若しくは第十二條の六の規定による命令又は同法第十二條の四第二項の規定による指持を受けた者であつて、当該命令又は指持を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇〇〇三三三 山梨県甲府市中央一丁目十番一号 山梨県警察本部  
交通部企画課企画係 電話〇五五 二三五 二二二一

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十一年八月三日（月）までの山梨県の休日定める条例

(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の交付場所において交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所  
平成二十一年九月二日(水)午後二時 山梨県警察本部交通部交通企画課三階会議室

4 郵送による入札書の受領期限及び場所  
平成二十一年九月一日(火)午後四時までに山梨県警察本部交通部交通企画課企画係(郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着すること。

5 入札の無効  
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

6 落札者の決定方法  
この公告に示した役務を履行できると山梨県警察本部長が認めたと入札者であった、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

2 入札保証金  
免除

3 契約保証金  
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成二十一年八月七日(金)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否

6 その他  
詳細は、入札説明書による。

Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be required
- 2 Date and time for tender
- 3 Bureau in charge

Planning Section, Traffic Planning Division, Traffic Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters 10-1 Chuo 1-chome  
Kofu-shi Yamanashi-ken 400-0032 Japan TEL 055-235-2121

● 一般競争入札について  
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十一年七月二十三日

山梨県警察本部長 西 郷 正 実

一 一般競争入札に付する事項

1 役務の名称及び数量  
地域安全パトロール事業業務委託 一式

2 役務の仕様等  
入札説明書で定める内容等であること。

3 履行期間  
平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十日まで

4 履行場所  
山梨県内各警察署管轄区域内

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 平成二十一年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十一年山梨県告示第百二十四号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

3 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

4 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一條第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九條第一項の更生計画認可の決定があつた場合に於ては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをされなかつた者とみなす。

5 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一條第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。

ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合に於ては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをされなかつた者とみなす。

6 民事再生法附則第二條による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

7 現に、法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していないこと。

8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二條に規定する暴力団員が経営し、又は実質的に経営を支配していないこと。

9 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。

10 純資産一千万円以上の法人であること。

11 法人向けサービスの業歴が二年以上であり、過去二年以内において当該業務に関して刑に処せられたことがないこと。

12 業務知識・遂行能力向上のための研修に関する規程を定めており、当該規程に基づき研修を実施していること。

13 自主検査に関する規程を定めており、当該規程に基づき自主検査を実施していること。

こと。

14 報奨・ペナルティに関する規程を定めていること。

15 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。

16 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。

17 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次のアからオまでのいずれかに該当する者のいない法人であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ウ 集团的に、又は常習的に暴力的な不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二條若しくは第十三條の六の規定による命令又は同法第十二條の四第二項の規定による指持を受けた者であつて、当該命令又は指持を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

### 三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇〇〇三― 山梨県甲府市丸の内一丁目九番十九号 山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課生活安全第一係 電話〇五五 二二三五 二二二二

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十一年八月三日（月）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで三の1の交付場所において交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所

平成二十一年八月二十六日（水）午後二時 県民会館（山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号）四階四〇四会議室

4 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成二十一年八月二十五日（火）午後四時までに山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課生活安全第一係（郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁

目六番一号)に必着すること。

- 5 入札の無効  
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十一年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 6 落札者の決定方法  
この公告に示した役務を履行できると山梨県警察本部長が認めたと入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

- 1 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - 2 入札保証金  
免除
  - 3 契約保証金  
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九十二条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
  - 4 入札者に求められる事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成二十一年八月七日(金)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の一の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
  - 5 契約書作成の要否  
要
  - 6 その他  
詳細は、入札説明書による。
- Summary
- 1 Nature and quantity of the services to be required  
Community safety patrol service, 1 set
  - 2 Date and time for tender  
2:00 PM August 26, 2009
  - 3 Bureau in charge  
First Community Safety Section, Community Safety Planning Division,

Community Safety Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters  
9-19 Marunouchi 1-chome, Kofu-shi Yamanashi-ken 400-0031 Japan  
TEL 055-235-2121

- 一般競争入札について  
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十一年七月二十三日

山梨県警察本部長 西 郷 正 実

- 一 一般競争入札に付する事項
  - 1 業務の名称  
ヘリコプター・テレビシステム機上設備搭載改修工事
  - 2 業務の概要等  
山梨県警察本部が保有する航空機(ヘリコプター)のヘリコプター・テレビシステム機上設備の搭載換えに係る改修工事。  
なお、詳細は、入札説明書で定める内容であること。
  - 3 業務履行期間  
契約日の翌日から平成二十二年三月十七日まで
  - 4 業務履行場所  
山梨県警察本部長が指定する場所
  - 二 一般競争入札の参加資格
  - 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 平成二十一年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成二十一年山梨県告示第二百二十四号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
  - 3 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 三 入札手續等
- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部生活安全部地域課庶務・運用係 電話〇五五 二三五 二二二一

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十一年八月十二日(水)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の交付場所において交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所

平成二十一年九月一日(火)午後二時 山梨県警察本部車庫棟二階第二対策室

4 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

6 落札者の決定方法

この公告に示した工事を履行できると山梨県警察本部長が認めたと入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成二十一年八月十七日(月)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1

の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否

要

6 その他

詳細は、入札説明書に示す。

Summary

1 Nature and quantity of the services to be required

Services of replacing monitoring system in helicopter

2 Date and time for tender

2:00PM September 1,2009

3 Bureau in charge

General Affairs Section, Community Police Affairs Division, Community Safety

Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters 6-1 Marunouchi

1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8586 Japan TEL 055-235-2121

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番